

平成22年9月9日

和白干潟を守る会 代表 山本 廣子 様

福岡市長 吉田 宏
(港湾局環境対策部環境対策課)



博多湾・和白干潟保全のための提案について（回答）

初秋の候、貴会におかれましてはますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

また、長きにわたり和白干潟での清掃活動や自然観察会の開催、学校での講演会など、博多湾の環境保全活動や環境教育に熱心に取り組んでいただき、心より感謝申し上げます。

和白干潟は、毎年多くの渡り鳥が飛来し、バードウォッチングや潮干狩りも行われるなど、豊かな自然と触れ合うことができる場として多くの市民に利用されており、干潟として唯一「にほんの里100選」に選ばれるなど、全国的にその価値が認められているところであります。本市といたしましても、市民の貴重な財産であるこれらの自然の恵みを将来へと継承していくことはたいへん重要な責務であると考えております。

和白干潟をはじめとする博多湾東部海域につきましては、その豊かな自然環境を保全するため、平成元年に陸続きの埋め立て計画から干潟を埋め立てない島方式「アイランドシティ」に変更するとともに、和白干潟を含むアイランドシティ周辺海域、海岸域を自然と人が共生するエコパークゾーンと位置づけ、覆砂、作溝、アマモ場造成など環境の保全と創造に向けた取り組みをすすめてきたところです。今後とも、市民をはじめとする多様な主体と連携して環境保全の取り組みをより一層積極的に展開していきたいと考えております。

2010年8月9日付けで貴会からご提案のありました件について、下記のとおり回答いたします。

記

1 博多湾・和白干潟のラムサール条約登録を実現することについて

和白干潟のラムサール条約登録につきましては、和白干潟が国際的に重要な湿地であることは広く認められているところですが、我が国において必要とされている登録条件すべてを満たしていない状況です。このため、まずは国、県と連携して地域の方々の理解を深めていくことが必要であり、登録は将来的な課題であると考えております。

2 和白干潟保全のために以下の施策を推進することについて

（1）博多湾の水質悪化を防ぐため流入負荷を削減することについて

博多湾への流入負荷の削減につきましては、博多湾の水質改善を目指し、福岡県と市が共同で策定した「博多湾特定水域高度処理基本計画」に基づき、下水の高度処理について計画的な導入

に取り組んでおります。

福岡市では、平成11年度より全ての水処理センターにおいて、リン除去の高度処理を実施しており、平成19年度よりリンに加え窒素も同時に除去する高度処理の導入を進めているところです。さらに、合流式下水道の改善や下水処理水の有効利用等についても積極的に取り組んでおります。

また、博多湾流域にあります福岡県の流域下水道につきましては、下水道の普及並びに高度処理の導入が計画的に進められております。

(2) 自然の復元と人工島計画の見直しを行うことについて

①和白海域は人工島の存在により「静穏化」し、それが原因で海域・干潟の底質悪化が起こっているため、海水の交換がよくなるよう潮流や波浪の復活を検討することについて

和白海域や和白干潟の底質につきましては、アイランドシティ工事着工前の平成5年より継続して環境モニタリングを行っており、これまで特に問題となるような変化は見られておりませんし、水質や底生生物につきましても、同様の結果となりております。

今後も、和白干潟をはじめとするエコパークゾーンの環境の保全と創造に取り組んでまいります。

②人工島事業で埋め立て中、未着工部分の工事を凍結・中止し、遊休地を海に戻すことについて

アイランドシティ整備事業につきましては、港湾機能の強化や先進的な住環境の整備などによって、九州・西日本の市民生活や地域経済の活性化に貢献するものであり、本市にとって必要不可欠な事業であります。

今後とも、周辺の自然環境に配慮しながら事業を推進してまいります。

③和白干潟沖の人工干潟計画を撤回することについて

人工干潟につきましては、各分野の専門家や地元住民、公募により選ばれた市民等で構成する「野鳥公園基本構想検討委員会」より、提言（意見）の一つとしていただいたもので、計画として位置づけられているものではありません。

なお、野鳥公園の基本計画につきましては、今後、埋立事業の進捗も見ながら、適切な時期に、専門家や市民の方に幅広くご意見を伺ってまいります。

(3) 生態系に配慮した干潟や沿岸域を保全することについて

①エコパークゾーン整備による和白干潟のさらなる護岸工事を中止することについて

護岸整備につきましては、防災機能上必要な箇所において周辺住民の生命や財産を守る観点から実施することとしており、整備の際には、生物生息空間に配慮した護岸構造や、自然環境への影響が少ない工法を採用するなど、周辺の自然環境に十分配慮しながら行ってまいります。

②博多湾に残る自然海岸を保全することについて

博多湾の海岸線や干潟・浅海域は、多様な生物の生育・生息の場であるとともに、親水空間や優れた景勝地としても重要であることから、それらの機能に配慮しながら保全対策を講じているところです。

都市計画道路海の中道海浜公園線につきましては、志賀島や西戸崎地区並びに海の中道海浜公

園に連結するとともに、国道3号や国道495号及びアイランドシティからの幹線道路などと有機的に連携し、本市東部地域の幹線道路ネットワークを形成する主要道路であると考えております。

なお、現在の線形は、沿岸部の埋め立てから島方式の埋め立てに変更となった平成元年の港湾計画に伴いまして、海上に都市計画されていた区間を、平成9年11月に、周辺の地域からのアクセスや沿道利用、沿道の居住環境への配慮、自然海岸や干潟あるいは潮遊び等の自然環境への配慮等を総合的に踏まえ、ルートを選定し、計画変更したものです。

また、ご提案いただきました沿岸域の緑地につきましては、博多湾水際帯として、「新・緑の基本計画」でも市の骨格をなす緑と位置づけているところであり、唐原沿岸のクロマツ林や雁の巣の沿岸林、牧の鼻の緑地のなかには、保安林や公園、特別緑地保全地区等に既に位置づけられた区域もあり、今後も引き続き保全に努めてまいります。

塩浜護岸の北側の畠地の買い取りにつきましては、現在のところ、厳しい財政状況が続いていること、困難な状況にあります。

(4) 香椎海岸の人道橋工事の中止と、自然海岸（岩場）を復元することについて

海上遊歩道につきましては、親水護岸や遊歩道等の整備により多くの市民から利用されている御島水域を、1周約3kmで周回できる回遊ルートを創出することによって、緑と水辺が一体となった、より魅力ある親水空間とともに、香椎や香住ヶ丘などの既成市街地とアイランドシティのアクセスを向上させることによって、住民の方の利便性向上を図ることを目的としており、地元からの強い要望をふまえて実施しているものです。

整備にあたっては、周辺の自然環境に十分配慮しながら進めており、シギ・チドリ類が休息に利用する岩場を避けるように橋の位置を設定したほか、岩礁带上に設置する橋脚の数ができるだけ少なくなるよう配慮しております。引き続き、周辺の自然環境に十分配慮しながら整備を進めてまいります。

(5) 重機による干潟耕運を中止することについて

干潟耕うんは、昔から漁業者の間で「アサリや魚が増える」手法として経験的に知られている一般的な手法ですが、和白干潟では、多くの市民が潮干狩りに訪れており、アサリの供給は十分あると考えられることから、現在のところ干潟耕うんは予定しておりません。

(6) アオサの早期摘み取りを促進することについて

海藻であるアオサは渡り鳥の餌やヨコエビ等のすみかになるなど、干潟に生息する生物にとって有用な面もありますが、大量に打ち上げられたアオサが堆積し腐ると、悪臭の原因となるとともに、干潟生物への影響も懸念されることから、市では周辺の生活環境等を保全するため、回収を行っています。

回収時期につきましては、毎年、アオサの発生状況や干潟環境の状況を踏まえつつ、潮汐等の回収に適した条件を考慮しながら、最も効率よく回収できる時期を選んで実施しているところです。今後とも、効果的なアオサ回収に取り組んでまいります。

3 和白四丁目海の広場横の不法占拠されていた廃棄物撤去後の跡地について

不法占用されている和白4丁目の国有海浜地につきましては、不法占用者に対し、早急に占用物を撤去するよう指導しております、今年度中に不法占用者による撤去が完了する見込みです。

撤去後は、適正な海岸管理の観点から、不法な占用や廃棄物の投棄が行われることのないよう、整地し、周辺に柵を設置することを予定しております。

環境教育に関する施設等を整備することにつきましては、既に海の広場にトイレ、倉庫を設置しているところであり、その利用状況等もふまえながら検討してまいります。

4 市民参加を推進することについて

博多湾の環境保全策を定めた「博多湾環境保全計画」につきましては、計画策定時にパブリックコメントを実施するなどして、市民参加を図りました。また、和白干潟をはじめとするエコパークゾーンにおいて今後取り組むべき環境保全創造施策を提案した「エコパークゾーン環境保全創造計画」につきましては、市民代表の方にも委員として参画していただきました。（10名中3名）

今後とも、市民参加につきましては、積極的に推進してまいります。

5 以上の提案を実施するとともに、以下の項目を含む「博多湾・和白干潟保全のための条例」を制定することについて

和白干潟をはじめとする博多湾の保全につきましては、「福岡市環境基本条例」に基づき、博多湾の水質保全、自然環境の保全・再生及び創造を推進することを目的とする「博多湾環境保全計画」を平成20年1月に策定いたしました。今後とも、本計画に基づき博多湾の環境保全に取り組んでまいります。

なお、エコパークゾーンにおける水域利用につきましては、平成20年1月にエコパークゾーンを利用する各団体、周辺住民、行政が集まり自主ルールを定めており、現在は「エコパークゾーン水域利用連絡会議」を設置し、定期的な水上パトロールなどを通じて、適正な水域利用について普及・啓発を行っております。